伊敷台中学校いじめ防止基本方針（概要図）

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめは絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。

【家庭・地域との連携】

・保護者
・ＰＴＡ
・地域
・民生委員

【いじめ防止対策委員会】

【組織】
常時：校長、教頭、生徒指導主任、保健主任、各学年生徒指導係
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
緊急事態発生時：学年主任、学級担任、部活動顧問、学校医、警察 OB、民生委員等

【役割】
ア　いじめ問題への対応協議
イ　いじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等
ウ　生徒の日常生活を複数の目で把握することでのいじめの早期発見
エ　事実関係の把握、情報の共有、対応の協議

【関係機関との連携】

・市教育委員会
・警察
・児童相談所
・県総合教育センター教育相談課
・市子ども福祉課

【いじめの未然防止】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。また、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係を築けるような学校にしていく必要がある。そのために下記の(1)～(9)の指導に取り組む。

(1)　正義の通る学校づくり
(2)　「規範意識」の向上・「自己指導力」の育成
(3)　「分かる授業づくり」、学習の「基礎･基本の定着」
(4)　「生命」や「人権」を大切にする指導
(5)　「情報モラル」の育成
(6)　「いじめ問題を考える週間」や「いじめ防止啓発強調月間」の取組
(7)　生徒会を中心とした取組
(8)　保護者や地域との連携を図る
(9)　職員研修の実施、学校いじめ防止基本方針の見直し

【いじめの早期発見】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる事を認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのために、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切であり、次の(1)～(3)の取組を実践する。

(1)　いじめ調査等の実施　・定期的なアンケートの実施(年3回)
(2)　教育相談の実施　・定期的な教育相談の実施(年2回)、学校楽しぃーとの実施と活用（年3回）
(3)　相談体制の充実　・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、関係機関との連携

【いじめへの早期対応】

(1)　いじめ情報のキャッチ
(2)　対応チームの編成
(3)　対応方針の決定・役割分担
　ア　情報の整理
　イ　対応方針の決定
　ウ　役割分担　　※ 正しい情報、事実の把握に努める。
(4)　事実の究明と支援・指導
　ア　事実の究明
(5)　いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導
　ア　被害者（いじめられた生徒）への対応
　イ　加害者（いじめた生徒）への対応
(6)　保護者との連携
　ア　いじめられている生徒の保護者との連携
　イ　いじめている生徒の保護者との連携
　ウ　保護者との日常的な連携
(7)　事後の対応
　ア　いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
　イ　教育相談、生活の記録などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
　ウ　いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして、肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
　エ　いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
　オ　いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを確認し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を図る。